

令和6年度 小諸市野生鳥獣商品化施設管理・運営者公募要領

1 趣旨

小諸市では、農業被害対策として、捕獲した有害鳥獣を有効活用するため平成28年度より小諸市野生鳥獣商品化施設を開設し、シカ肉ペットフード事業を展開しています。

この要領は、令和6年度小諸市野生鳥獣商品化施設の管理・有害鳥獣を利活用する事業者（以下、「事業者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザル（企画・提案）に関して必要な事項を定めるものです。

2 業務名

令和6年度 小諸市野生鳥獣商品化施設運営事業

3 事業内容

自主財源により有害鳥獣を利活用するための管理・運営が可能な事業者に、小諸市が委託する野生鳥獣対策に係る捕獲個体の受入管理業務及び腐食等の事由により焼却処分となる個体の運搬等の業務が受託できることを条件に「小諸市野生鳥獣商品化施設」を貸与します。

市の財源による有害鳥獣を利活用するための業務委託者の選考ではありませんので、経営上生じる光熱水費等運営に関わる費用は事業者負担となります。ただし、施設管理にあたり、必要最低限の修繕のみ実施いたします。

4 事業要件

提案いただく事業の内容については、以下の要件に満たすものであることとします。

- (1) 公序良俗に反する事業ではないこと。
- (2) 原料となるシカ肉の調達、解体、加工、販売の一括経営ができること。
- (3) 愛がん動物用飼料の安全の確保に関する法律（ペットフード安全法）を遵守し、消費者の対して適切な対応ができること。
- (4) 継続的に管理・経営ができる事業であること。
- (5) 施設内にある備品を管理・活用すること。
- (6) 小諸市が委託する有害鳥獣対策業務に対応ができること。

5 履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

ただし、運営状況等により、契約を解除いたします。

6 選定方法

本事業実施候補者（以下「候補者」という。）の選定は、公募型プロポーザル（企画・提

案)方式とします。施設の無償貸与を希望する方は、小諸市業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(平成28年訓令第2号)に規定する提案書(様式第4号)により企画提案書を作成の上、応募してください。企画提案書を提出した者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた企画・運営能力を有すると認められた者を候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用は、すべて参加者の負担となります。

7 プロポーザル参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者であっては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (6) 業務遂行のための打合せ等に参加できる者であること。
- (7) その他、委託業者との協議に柔軟、真摯に対応できること。
- (8) 前各号の規定を満たす者であっては、個人、法人又は団体等を問わない。

8 応募方法

6に規定した様式にて、各者1案提案書を作成し提出すること。ただし、提案書には以下の内容を必ず明記すること。

- (1) 施設の利活用、運営方法
- (2) 収支資金計画
- (3) 事業実施における体制図
- (4) 候補者の事業実績

9 応募期間

令和6年2月26日から令和6年3月15日

10 提出書類

以下の内容に従い、書類を提出してください。

- (1) 提出部数 11部

- (2) 提出期限 令和6年3月15日(金)午後5時(必着)
- (3) 提出場所 長野県小諸市産業振興部農林課
- (4) 提出方法 郵送又は持参

11 質疑等について

質疑等については任意の様式を用い、電子メールで下記アドレスへ送信する方法とし、市質問の受付最終期限を3月8日とします。

回答については、3月13日に市のホームページにて公開します。

(質問書受付アドレス norinka@city.komoro.nagano.jp)

12 審査選考

(1) 受託候補者の選定

提出書類及びプレゼンテーションに基づき、審査を行い、最も優れた者を候補者として選定します。

(2) 審査基準

- ア 企画内容が実現可能であるか。
- イ 長期的に運営可能な計画であるか。
- ウ 費用が妥当かどうか
- エ 実績、業務体制などが総合的に優れているか

(3) 選定結果

- ア 受託候補者の選定後、別途文書で通知します。
- イ 選考結果に対する異議は認めません。

13 プレゼンテーションの開催

- (1) 対象者 公募型プロポーザル企画提案書類を提出した者
- (2) 開催日時 令和6年3月中(日時・場所等の詳細については別途通知します。)
- (3) 費用 プレゼンテーション参加のための諸費用は、参加者の負担となります。
- (4) その他 Microsoft PowerPoint等を用いたプレゼンテーションを予定する場合は、スライド印刷した資料をプロポーザル審査会当日までに11部提出してください。パソコン、プロジェクタ、スクリーンは市で用意いたしますが、それ以外の必要な機器等は、参加者で用意してください。なお、市が必要と認める場合、追加資料の提出を求める場合があります。

14 契約の締結

市と候補者は、業務に係る仕様書を協議し、確定させた上で貸借契約を締結します。仕様書の内容は、候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、市と候補者との協議

により最終的に決定いたします。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議します。

15 著作権の取扱い

今回の委託業務により受託者が制作した成果物及びそれに含まれる構成素材（写真やイラスト等）の著作権は、すべて小諸市に帰属します。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、小諸市は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとし、

16 その他

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市と受託者が協議し、市が認めた場合に限り、第三者に委託又は請け負わせることができるものとし、
- (2) 事業により損害が発生した場合も、市は責任を負いかねます。

17 企画提案書類の提出・お問い合わせ先

〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目3番3号
小諸市役所 産業振興部 農林課
電話：0267-22-1700（代表） 内線 2225
FAX：0267-24-3570
E-mail：norinka@city.komoro.nagano.jp